

【お申し込みの取り止め(キャンセル)及び変更について】

●小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センター三館の集会室・会議室のご利用に際しては、小樽市の「条例」「施行規則」によって利用料金は利用申請書提出時の前納が基本となっています。

●【利用料金を支払い済みで、利用許可書を受け取っている方】

ご利用日の一ヶ月前を過ぎてからの ※利用許可変更申請書の提出が必要です	取り止め (キャンセル)	前納した利用料金は <u>全額返金されません</u>
ご利用日の一ヶ月前を過ぎてからの ※利用許可変更申請書の提出が必要です	変更	申請書の提出月の翌月から六ヶ月の間で ご希望される日時が空いていれば <u>一回に限り変更が可能です</u> ※差額が生じる場合、返金はありません 増額分は徴収いたします

●指定管理者が特別の理由があると認めるときは、前納ではなく、指定管理者が定める期日までに支払うこと(当日払い等)が可能ですが、その場合は以下の条件が付されます。

●【利用料金の支払いがお済みでなく、利用許可書を受け取っていない方】

ご利用日の一ヶ月前を過ぎてからの	取り止め (キャンセル)	本来は前納し返金されないものとみなし <u>基本使用料のみはお支払いいただきます</u>
ご利用日の一ヶ月前を過ぎてからの	変更	本来は前納し返金されないものとみなし <u>基本使用料のみはお支払いいただきます</u> 変更希望日は新規のお申し込みとなります